

## 書評

オリヴァー・J・リスイツイン著 『國際司法裁判所・國際の

平和と安全の維持におけるその役割』

*Oliver J. Lissitzyn, The International Court of Justice: Its Role in the Maintenance of International Peace and Security.* New York: Carnegie Endowment for International Peace, 1951. pp. xvi, 118.

佐藤 和 男

國際司法裁判所は國際連合の主要司法機關であり、國際平和の維持と國際法の發達とに關して、重要な世界的役割を演ずるものであることはいうをまたない。その前身である常設國際司法裁判所が連盟體制のもとで成し遂げた業績は、國際裁判發達史上の輝かしい金字塔として普ねく諸學者の認めるところである。戦後その傳統を受繼いで新たに發足した國際司法裁判所もまた數次の機會を通じて世界の期待に應え、「國際連合の最も成功せる制度」(ロウター・パクト)とも評せられるに至つた。思うに、他の政治的國際機關と異なり、裁判所には合法性尊重と司法的責任の意識が鞏固であつたこともその成功の一因と見られ

書 評

よう。およそ四半世紀に互る新旧裁判所の共同成果は、國際法の殆んどあらゆる分野を覆い、今日においては裁判所の判決と勸告的意見に言及せずして國際法を語ることは不可能である。勿論裁判所は未だ多くの制度上の缺陷を有するものであり、國內裁判所に比較してその管轄權の基礎の確實ならざることと判決執行機關の缺如とは致命的なものといえよう。しかし裁判所のレーゾン・デートルの認識と裁判所に寄せられる信頼とは加速度的に深まりつつある。戦争に代る最も有效な國際紛争解決の道は裁判所によつて與えられるとの信念の強化は、世界の平和に繋がるものである。

本書においてリスイツイン教授(コロンビア大學公法政治學部)は、常設國際司法裁判所と國際司法裁判所を一つの繼續的制度として把握し(單に裁判所というときは兩者を指すものと斷つてある)、裁判所が國際社會において占める地位を、單に特定事件についてのみならず、全體的綜合的に研究し、裁判所が國際平和の維持に對していかなる貢獻をなしているかを實證的に分析している。その文章は簡潔にして凝縮されたものであり、示唆するところは廣汎にして時宜に適したものである。次に本書の輪郭を一瞥してみよう。

國際連合の主要任務は國際の平和と安全の維持であり、この目的を達成する方法は、(1)國家間の平和的關係と一般的安全感

とに資する諸條件の創造と維持。(2) 國家間の友好關係を妨げる虞のある國際の紛争と事態の平和的な解決または調整、(3) 平和の破壊を防止しまたは鎮壓する有効な行動、の相互に關連する三つのカテゴリーに區別される。リヌイソン教授は、この方法の各々について、裁判所の果す機能を、判例及び裁判所の決定に影響を與える諸要因の分析を通じて理解せんとする。

まず第一に裁判所と國際平和の條件に關しては、現在裁判所が平和のためになしうる最大の貢獻は、その活動を通じての國際法の發達であることが指摘される。國際法とは、國家の相互關係を規律する行爲基準の典型 (Pattern of standards of conduct) として近代國家により一般的に認められたものであり、それを「法」と稱ぶことは實際上の效用により正當化されている。一般に法の機能は、社會の維持と發展に必要な基準を規定し強制することと、紛争解決の準則を設定することであるが、これはそのまま國際法にあてはまる。しかし現在の國際社會では、國際法は平和の必要な條件ではあるがその充分な條件ではない。國際法の基準は、確實性・明確性・一般的承認の程度が區々であり、全體的に見て完全なものといえず、ここに國際緊張を緩和する手段としての國際法の弱點が存する。また國際法は獨立國家が構成する社會に發達してきたものであり、國家間の政策や利益の衝突を、明示的な法の定立または拘束力を持つ決定によつて、解決する權威を有する機關は存在しない。條約の締結は一般國際法を補足するものであるが、すべての國家に

よる普遍的承認は得られないから立法に代りえない。かくして世界的立法府の缺如により、主として裁判所が、既存の基準の缺陷の指摘と新基準の構成を行つて、國際法を發達せしめなければならぬ。

一般に司法的決定は、現行法の缺點を明示して矯正の立法の必要を表明することにより、法の發達に寄與するものであるが、從來國際社會には、拘束力ある判決を下す權威が普遍的に承認された司法裁判所は存在しなかつた。しかし十八世紀末以降仲裁裁判所が利用され始め、國際法の發達に對する實質的貢獻もなされたが、職能・裁判官・傳統における連續性の缺如、權限の基礎の狭さ (通常當事國間の合意)、裁判官の個人的特性・専門的立場の相違、裁判官が政治的考慮により不當に左右されるのではないかという懸念、決定の理由を明らかにしなかつたこと等のために、その權威は傷つけられてきた。かかる特定紛争の解決を目的とした仲裁裁判所に比較して、國際司法裁判所は、その前身も同様であるが、國際法發達のための一段と効果的な手段であることは疑いえない。世界の大多數の國家の同意に基づくその存在、安定していても世界的主要な地理的部分と法體系を代表する裁判官の構成 (その決定は紛争當事國によるものではない)、新旧裁判所に席を占めた多くの秀れた法律家の誠實・叡智・經驗の累積に基づく準則と傳統及びそれらが不斷に進歩する可能性、國際連合のそれに較べて政治的雰圍氣の餘り濃厚ではないヘーグの所在地、組織・職能・裁判官の

連横性による法律問題の扱い方と職務の性質の一貫性、自由により利用できる大圖書館と事務局職員の協力、身分と自由を保證された裁判官の職務への専心、關係當事國及び國際機關に充分その見解を發表する機會を與える規則、決定の理由を掲げねばならぬ必要及び個別意見發表の自由、これらはいずれも仲裁裁判所には期待しえない特長であつて、裁判所の法發展機能を促進するものである。この機能は單に係争事件の決定についてのみならず、また勸告的意見の交付についても營まれるものであることに注意せねばならない。裁判所の規則と實行は、勸告手續を能う限り裁判手續に同化せしめてゐるが、意見が拘束力を有しないことは法發展の目的に對する潜在的缺陷である。

裁判所の法發展機能は當然に限定されたものであり、裁判所は現存する法律的・政治的・社會的枠内でその任務を行わねばならず、一般に認められた基準及び態度からの甚だしい離反はその實際的效用を奪うものである。また具體的な問題を離れたアカデミックな活動は法の發達に寄與するものではない。

裁判所規程五十九條は、裁判所が自らの先例により正式に拘束されるものではないとの意味に解釋できるが、それにも拘らず裁判所は常にその先例を重視し、未だ嘗ていずれか二つの判決及び意見の中に矛盾を認めてはいない。これは英米法體系における「先例羈束力の原則」(Doctrine of stare decisis)と法廷が先例を覆えずことを避けた傳統的技術とを想起せしめる。裁判所の歴史は日が浅いので、その先例尊重の意義を結論する

ことは時期尙早であるが、今のところ、先例尊重のために裁判所が正當と考ふる決定を下しえなかつたということは聞かれず、また逆に先例缺如の故に、國際社會の必要に應へることを怠つてゐるとも見られない。裁判所は、法の安定性及び確實性の要請と法の漸進的發達の必要を均衡せしめなければならぬが、どちらかといへばその立法的機能の確認に多言を費すことを好まない。しかし裁判所がある程度意識的に、國際法を發展せしめる機能を遂行している事實は明瞭である。この方面の裁判所の業績は相當なものではあるが、その判例のみに基づいて現代の國際法の全貌を示すことは未だ不可能であらう。しかし極く最近の裁判所の貢獻の中には特別の注目に値するものも少くないことが指摘される。

裁判所の法發展機能に影響を及ぼす諸要因を考察するとき、まず第一に、かかる機能は決定理由の充分にして説得力ある表明により促進されることが理解される。裁判所の見解の根據が有力なものであつて將來の基準として一般的に承認されうるならば、個々の裁判官が抱懐する主觀的要素は問題とするに足りない。しかしこの要因の重要性の認識に關する限り裁判所の態度は表面的には一貫してゐない。裁判所の決定の多くは詳細な論證によつて支持されているが、他方、適用される準則の簡單にして神託的な表現しか見られぬ決定もある。後のような場合にはむしろ混亂を惹起する。裁判所がその決定理由を闡明しなかつたことは、多數派を構成する裁判官の各々のアプローチの

相違に原因している場合もあろう。裁判所の法發展機能に關する限り、かかる相違を個別意見（賛否を問わず）の中で充分に發表させることが望ましい。

裁判所の法發展機能はまた國家と國際機關の態度によつて左右される。裁判所が職務を行う機會はこれらによつて與えられる。一般に國家や國際機關が裁判所を利用する動機には、將來のための權威ある指針を得ようとする氣持が働いているが、これは、特定紛争の解決を目的とする係争事件の付託におけるよりも、勸告的意見の要請において著しい。これに關連して、特に國際機關が、一般的または假定的なものではなくして、現實に見解が對立している具體性・特殊性の要素を備えた法律問題に關して意見を請求するよう留意することが望まれる。國際法發達に資すべき勸告的意見の役割は、例えば一九四七年十一月十四日の總會の決議において明らかに認められている。かかる裁判所の勸告機能について避けねばならない危険は、裁判所の權威を毀損する可能性である。もしも國際機關または國家が、屢々裁判所の意見に従わないこととなれば、裁判所の威信は傷つけられる。國際機關が勸告的意見の要請において自制を要望される所以である。勿論、國際機關は、その政治的機能の遂行に際して、裁判所の意見により決定された法律關係以外の要素を考慮に入れることはでき、これは必ずしも裁判所の權威を輕視することではないが、國際機關が、裁判所の意見によれば有していないとされる權限を、改めて主張するとなれば、事態は

おのずから別であり、これならばむしろ、初めから裁判所に意見を徵せず、自らが欲する方向に國際法を發展させた方が良い。また、實質的に同一の法律問題に關して、同時に裁判所と他の機關に意見を求めることも慎まなければならぬ。

一般に、紛争または問題の裁判所への付託が、どの程度裁判所に法發展機能の遂行を可能ならしめるかは、係争點の性質と範圍、その表現方法、及びそれらを當事國が訴狀と辯論の中でいかに手際よく完全に展開させるかに懸つてゐる。事實問題のみが審理の對象となる紛争は、國際法を實質的に發達させる機會を與えない。

裁判所の法發展機能は、その紛争解決機能と密接な關連があるが、兩者は別個のもので時には衝突も見られ、例えば裁判所が當事國から「衡平と善とに基づいて」(cas aequo et bono)裁決する權限を與えられる場合には、紛争の效果的處理は可能な代りに、裁判所が法を解釋し適用する機會は失われよう。

裁判所に付託される事件の増加による時間の不足は、徹底した審理を妨げよう。(そうでなくても國際裁判は國內裁判より多くの時間を必要とするものである。)一般に法廷の主要機能が紛議の終止であるとき、「判決の迅速性」は極めて重要である。國內法秩序では裁判所の階級制の採用がこの問題の解決に寄與している事實に鑑み、場合によつては、特別裁判部の利用、地域的または巡回制の國際裁判所の設置が考えられよう。

このようになお問題も残つてゐるが、いずれにせよ常設の國

際裁判所の設置とその有効な活動は、國際法形成の新しい有力な要因を導入したものであり、その意味において平和への前進といふことができる。

## 2

國際紛争の平和的な解決または調整の技術の發達は、國際の平和と安全の維持のための不可欠の條件である。國際連合もまた、憲章中にその重要性を確認し（一條一項、二條三項）、紛争の平和的解決の諸々の方策を講じている（第六章、特に三十三條）。そのうちで國際司法裁判所の果たす役割はおそらく最も重要なものであろう。

國際司法裁判所は、その管轄權が原則的に當事國の同意に基づいている點において仲裁裁判所と共通しているが、紛争處理に當つて適用する準則と技術、及び組織・構成・施設において一段と秀れた特徴を示している。裁判所は通常準則として國際法を適用するが、一様性・豫測可能性をもつ法的基準の非個人的適用は、社會の合理的期待を達成するものであり、それ故安定と安全とに貢獻するものである。しかし裁判所はまた「衡平と善とに基づいて」——國際法以外の基準により——裁決する權限を與えられている（規程三十八條二項）。また紛争當事國は、條約により確立された規則——一般國際法以外の基準——の適用を裁判所に要求しうる。更に當事國間の合意があれば、手續規則の改正も、簡易手續部または特別裁判部の利用も可能

である。かくして當事國は、實際上、裁判所の適用する準則と手續に對していくらかの支配力を共同的に及ぼすことができる。しかし裁判所は、たとえ當事國の同意があつても、司法的手續の擬装のもとに純粹に政治的な解決を試みようとはしないであらう。ここにも仲裁裁判所との重要な相違點が存する。

裁判所の手續は、近代國家の司法裁判所が採用するものと類似し、當事國に各々の主張を盡さしめる充分にして平等な機會を保障せんとしている。また單に法律問題のみならず事實問題をも扱う準備がある。かかる裁判所の制度上の諸利點とその繼續的職務遂行は、裁判所の公平・徹底・能力に對する國際社會の信頼を高めているが、それが國家の紛争付託意思に及ぼしている効果は様々なものがあつて、概して政治的權力によつて紛争の解決を圖らんとする國家は、裁判所の手續を回避する傾向にある。裁判所の威信は、その良心的にして熟達せる職務遂行、裁判官の専門的・個人的地位、及び公平に懸つてゐるが、公平については規程は特別の注意を拂つてゐる。まず裁判官の國民的偏見に對する考慮は、同一國籍の裁判官が二名いてはならぬといとする三條、選舉人に裁判官候補者の個々の資格の検討のみならず、世界的見地からする全體的構成への配慮を要する九條、及び自國の國籍をもつ裁判官を有しない當事國による見き。裁判官の任命を規定する三十一條などにかがわれる。次に裁判官は國際連合の政治的機關によつて選定されるが、その際政治的考慮の影響は、常設仲裁裁判所を構成する國別裁判

官團または實質的にそれに等しいものを、裁判官候補者の指名者とする規程四條、及び候補者の指名の條件を規定する五條、六條などにより緩和されている。また、裁判官に對して、他の業務に就くことを禁止する十六條と、以前他の資格で關與した事件への参加を禁止する十七條とは、同様に、裁判所の公平と獨立を保障している。かくして裁判官は特定國家の代表というのではなく、世界社會の機關が選定した司法官として職に就き、全體としての裁判所は眞の意味における國際機關の責任を明確に自覺している。従つて裁判所が、仲裁裁判所に比して、一段と高度の政治的獨立を有することは明白である。尤も多くの裁判官が、特に *ad hoc* 裁判官が、通常自國政府または彼等を任命した政府の主張を支持したことは一般に認められるが、それにも拘らず裁判所が國際社會において尊敬の念で眺められていることは、絶對的公平の理想は國內裁判所においてさえ達成が困難であるとの認識によるものである。事實、敗訴した國家ですら通常裁判所の動機の誠實を疑つてはいない。裁判官が進んで自國政府の見解を無視した例も決して少くない。

係争事件として付託される紛争に對する裁判所の管轄權は、原則的に當事國の同意によるものである。(裁判所における事件の當事者となりうるのは國家のみである。)この同意は、(1)規程三十六條の「選擇條項」のもとに、制限的にまたは無制限的に、裁判所の強制管轄權を受諾する宣言により、あるいは、(2)他の何らかの形式において、現在または將來の一定の紛争に

ついて裁判所の強制管轄權を認める義務を負うことにより、あるいは、(3)特定の紛争を裁判所に付託せんとする明示的なまたは默示的な合意によつて、與えられる。一九四五年のサンフランシスコ會議では、裁判所の義務的管轄權を認めんとする提案は大多數の國の賛成を得たが、米國及びソ連の反對の結果、當事國の自發的な紛争付託に基づく管轄權の原則と「選擇條項」が保持されることになつた。しかも選擇條項による強制管轄權の受諾の際に附せられる多種類の留保(そのうちおそらく最も重要なものは國內管轄權に關する留保であろう)と、かかる留保が相互條件的な効果を持つという事實は、明らかに選擇條項の實際的效用を減じている。

裁判所への紛争付託を規定することにより、裁判所の管轄權の範圍を擴張する試みは、一般的なまたは地域的な平和的處理條約(例えばジュネーヴ議定書、國際紛争平和的處理に關する一般議定書、全米連合憲章)、多數の二國間の紛争處理條約、及び特定事項に關する多數國間條約と二國間條約(例えば各種專門機關の基本法、最近米國が締結した通商條約)のなかに見られる。またかかる管轄權受諾の一般的規定が適用されない場合には、裁判所の手續に對する同意は、明示的には特別の合意かまたは他の方法で、默示的には手續開始に反對せず裁判のために出廷するかあるいは訴訟手續に参加することにより與えられる。國家が裁判所の管轄權を無條件に承認しない理由の一つとして、國際法の不確實なことが指摘され、法典編纂がその障礙を

除去するのに必要であるといわれるが、法典化は必ずしも裁判所による法の解釋と發達を不要ならしめず、また法の確實性を保障するものでもない。過去の經驗に鑑み、法典化の近い將來における成功は望みえないであろう。一般に裁判所自體が國際法發達の手段たるべきものであるから、その管轄權の容認を拒んで裁判所に法發展の機會を與えないことは、惡循環に陥らざるをえない。主として大國による責任の自覺が望まれる。

國際紛争解決機關としての裁判所の效用に對する基本的制約は、必ずしもすべての利益衝突が現行法の枠の中で司法的手續によつて終焉せしめられないという事實である。利益衝突が司法的または準司法的手續によつて解決される程度は社會により異なるが、經濟的政治的實力の闘争によつてのみ衝突が解決される「利益領域」(areas of interest)は、いずれの社會においても常に残るものである。國際社會にあつては、國際法の脆弱性及び組織的法執行機關の缺如のために、司法的解決方法は不十分なものであり、且つ平和的方法により法を變革する有效な手續も存しないから、紛争が司法的手續によつて解決される範圍は比較的狭小である。それだけに國家社會と比較して實力行使がもたらす利益の可能性も多いといえよう。しかし法の背後にある力は、單に物的なものではなく、常に法の維持に力を藉さんとする個人及び集團の決意に支えられたものである。確實な準則に基づく紛争の平和的解決がもたらす利益の合理的評價と、公平・道徳的義務・信義の諸原則に對する感情的執着とは、

兩々あいまつて、利益衝突に司法的技術が有効に適用される範圍を擴張するであろう。すべての國際紛争は法律的要素と政治的要素を併せ持つものであり、紛争が法律的存在か否かは、當事國の執る見解に依存するものといえる。

裁判所の效用に對する重要な制限はまた、その決定が服従を確保しえない可能性のうちに見出される。裁判所の判決は終審であつて上訴できず、それに對する服従は當事國に法律的に義務づけられているが、執行機關は存しない。安全保障理事會は、「必要と認めるときは判決を執行するために、勸告をなし、または執るべき措置を決定する」ことができるが、そうする義務はない。國家が、自國に有利な判決に對する服従を強要するために、他國に對して實力行使に訴えることは、憲章による紛争の平和的解決の義務と關連して問題になるところであるが、憲章五十一條は、裁判所の判決を執行するための實力行使を正當化するのに役立つものと豫想される。すなわち裁判所の判決に基づく國家の強制行動は、權威の合法的行使であつて、それに對する他國の武力抵抗は、五十一條の意味における「武力攻撃」を構成するものと考えられる。

從來裁判所が係争事件として取扱つた紛争の多くは、それが發生した當時直接に平和を脅かすようなものではなかつた。大體紛争が裁判所に付託された事實そのものが、政治的權力の行使を避けて現行法の枠内の司法的解決を求めた當事國の意思を反映しており、従つて裁判所の判決が原則として遵守されたこ

とも當然といえよう。更に裁判所に訴える可能性は、多くの紛争を直接交渉によつて解決せしめ、また訴訟準備の結果としての係争點の明確化も、手續開始後の合意による解決に役立つたものと考えられる。國際連合の政治的機關は、通常國家に紛争を裁判所に付託するように強制しえないが、憲章三十六條三項によれば、安全保障理事會は、紛争解決のための勸告をなすに際し、法律的分争が原則として當事國により裁判所に付託せらるべきことを考慮に入れなければならない。この方針は、總會が行う勸告にも同様に適用されよう。

裁判所の勸告手續が紛争解決に關して遂行する機能は、係争手續のそれとは多少異なつてゐる。一般に勸告的意見が要請される紛争は、その性質が一段と「政治的」なものであり、且つ、意見の要請が政治的國際機關によつて行われる事實そのものが、司法的解決に對する關係諸國の不同意を表示している。従つて國家が豫め勸告的意見に明確な法的効果を付與する場合は殆んどなく、また關係諸國が、勸告的意見により拘束されない旨の明示的宣言を、前もつてまたは後から行つたとしても驚くには當らない。しかし裁判所の勸告的意見は、係争點を明らかにして、合意に達するための讓歩の法律的性質を示すのに有效であり、また紛争の法律的論争を終らせ、當事國に鎮靜的效果を與える點において有益である。更に意見は他の國際機關の權限をも確定しうる。多くの場合、勸告的意見は、關係諸國により解決要件として受け入れられたが、意見により確定された法律關

係は、合意の上で補足されまたは修正されている。しかし、紛争の最終的解決の形態が、意見によつて導かれた結論と實際上同一でないということは、必ずしも國家や國際機關が裁判所の法解釋の妥當性を否定したことを意味しない。裁判所も認めたように、判決により拘束される國家ですら常にその權利は自由に處置しうる。法律的權利の全的主張よりも、他の要因を考慮する政治的調整の方が一層實質的に紛争解決に役立つ事實も見逃しえない。概して勸告的意見は、すべての關係國家の同意を得て要請されるならば、紛争解決のための一層有效な手段となることは明らかである。

勸告的意見は正式な拘束力を有しないが、國家や國際機關が豫めかかる效果の付與に同意することはでき、多數の國際文書に同一趣旨の規定が見られる。事實問題に關する意見要請については、規程にいう「法律問題」が「確證されたならば國際義務の違反となる事實の存否」(規程三十六條二項ハ)の問題を含むかということと關連して疑問の存するところである。また裁判所が「衡平と善とに基づいて」意見を與えることは殆んど不可能である。(ここにも裁判機能に比較して勸告機能の範圍が制限されていることが理解される。)裁判所は意見の交付を拒否する權限を有するが、この權限が輕率に行使されることはなからう。一方、付託される問題の選擇に關する主要責任は、政治的機關に存する。連盟規約のもとでは、理事會と總會のみが意見を要請する權限を有したが、憲章によれば、かかる權限



にも拘らず、概して希望的なものであることを立證した。その緻密な分析と均衡のとれた構成とは、本書をして裁判所に關する戦後の最も秀れた研究の一つとしている。ただし愆をいえば、マックドゥガル教授（エール大學）も指摘していることであるが（*American Journal of International Law*, Vol. 47, p. 342）、國際政治の動向を左右するすべての要因との關連において裁判所の機能を把握し、國家以外の實體に對する裁判所の開

放、及び、新しい制裁制度の案出等の効果を考察することが更に望まれるのであるが、これは、しかし、著者の今後の研究に期待すべきものである。いずれにせよ、裁判所規程改正の問題が國際會議において取りあげられる以前に、この種の問題の廣汎な討議を要求したことは、リスウィツイン教授の大きな功績であるといえる。